

山梨県公報

号外第五十五号

平成二十四年
九月十四日

金 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………二
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………二
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………二

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項及び第七条の規定による届出が次のとおりあった。

平成二十四年九月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 戸 栗 敏

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

政党の支部

| 名 称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 設立年月日 | 届出年月日 |
|-----------------|--------|----------|------------|-----------------|------------------|
| 自由民主党山梨県甲斐市第一支部 | 山田 一 功 | 渡辺 理 枝 子 | 甲斐市宇津谷一〇〇八 | 平成二十四年 八月十七日 | 平成二十四年 八月二十三日 |

その他の政治団体

| 名 称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 設立年月日 | 届出年月日 |
|---------|--------|---------|---------------|------------------|------------------|
| 市川俊夫後援会 | 金子 満 郎 | 金子 正 宏 | 笛吹市春日居町下岩下五五三 | 平成二十四年 八月二十二日 | 平成二十四年 八月二十一日 |

| | | | | | |
|--------------|------|-------|---------------|--------------|--------------|
| 一新の会 | 梶浦和朗 | 高村嘉樹 | 南都留郡山中湖村山中三八五 | 平成二十四年九月三日 | 平成二十四年九月十日 |
| 北杜市の暮らしを考える会 | 岡野淳 | 近藤肇 | 北杜市大泉町谷戸五六〇四 | 平成二十四年九月一日 | 平成二十四年九月七日 |
| 柿島良行後援会(豊良会) | 大野久方 | 鴨狩博文 | 南巨摩郡身延町門野二二〇一 | 平成二十四年九月五日 | 平成二十四年九月六日 |
| 斉藤こつぶん後援会 | 斉藤一人 | 齊藤富貴子 | 北杜市大泉町西井出二五〇九 | 平成二十四年八月二十四日 | 平成二十四年八月二十四日 |

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

| 区分 | 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 異動年月日 | 届出年月日 |
|----|-----------|-------|---------|-------------|--------------|--------------|
| 旧 | 自由民主党敷島支部 | 滝口肇 | 藤原正夫 | 甲斐市島上条三九一 | 九月四日 | 九月十日 |
| 新 | 自由民主党敷島支部 | 石原修 | 猪股尚彦 | 甲斐市中下条一五五三六 | 平成二十四年九月一日 | 平成二十四年九月三日 |
| 旧 | 清風会 | | | 笛吹市石和町市部七二八 | 九月一日 | 九月三日 |
| 新 | 清風会 | | | 笛吹市石和町市部二二八 | 平成二十四年八月二十八日 | 平成二十四年八月二十八日 |
| 旧 | 市川俊夫後援会 | | | 甲府市国母七九一三三 | 平成二十四年八月二十七日 | 平成二十四年八月二十七日 |
| 新 | 市川としお後援会 | | | 甲府市上曾根町一八五一 | 平成二十四年八月二十七日 | 平成二十四年八月二十七日 |
| 旧 | 政治結社聖道会 | | 相山昌彦 | 甲府市上曾根町一八五一 | 平成二十四年八月二十七日 | 平成二十四年八月二十七日 |
| 新 | 政治結社聖道会 | | 長谷川一夫 | 甲府市国母七九一三三 | 平成二十四年八月二十八日 | 平成二十四年八月二十八日 |

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十四年九月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸栗 敏

一三、九九九

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及

び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十四年九月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸栗 敏

一八三、三一九

山梨県選挙管理委員会告示第二十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会

議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十四年九月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

| 選挙区名 | 三分の一の数 |
|-----------|---------|
| 西八代郡 | 四、八四五 |
| 南巨摩郡 | 一、七〇八 |
| 中巨摩郡 | 四、六一九 |
| 南都留郡 | 一、三六四 |
| 甲府市 | 五、四三九 |
| 富士吉田市 | 一、三、九〇一 |
| 都留市・西桂町 | 九、七八五 |
| 山梨市 | 一〇、二五四 |
| 大月市 | 七、九一六 |
| 韮崎市 | 八、四二〇 |
| 南アルプス市 | 一、九、二五九 |
| 北杜市 | 一、三、七六六 |
| 甲斐市 | 一、九、四六九 |
| 笛吹市 | 一、九、二三七 |
| 上野原市・北都留郡 | 七、七三〇 |
| 甲州市 | 九、五四二 |
| 中央市 | 八、〇五六 |

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番